会津大学同窓会イベントサポート助成金交付規程

平成 26 年 10 月 10 日 制定

会津大学同窓会

(目的)

第1条 本制度は、会津大学同窓生の交流を深め、同窓会活動がより活性化することを目標として制定する。

(制度の運用基準)

第2条 本制度の運用基準は以下のように定める。

- 1. 会津大学同窓会員 1 名につき、1000 円とし、年 1 回以内の補助とする。
- 2. 5 名以上の会津大学同窓会員が参加して開催される文化体育行事を対象とする。 ただし 1 つの行事に対して補助の対象となるのは 30 名までとする。
- 3. 制度の運用には、事前に申請された了承された行事を対象とする。 行事の具体的な内容は以下の通りとする。
 - (ア) 各種スポーツ大会

ボーリング大会、野球ソフトボール大会、ゴルフ、サッカー/フットサル、マラソン/駅伝テニス、卓球、バスケット等

- (イ) 同窓生同士の交流を目的とした食事会、旅行
- (ウ) その他、理事会が承認した行事
- 4. 行事が了承された場合でも、開催されなかった場合には運用の対象とはならない。
- 5. 行事開催後に実施報告書の提出、理事の承認をもって補助制度を運用する。 なお、実施報告書を元にした行事の内容を、会津大学同窓会サイト上で記事掲載をすることに了承しなければならない。

(申請方法)

- 第3条 助成金の交付をうけようとする場合は、イベントサポート申請書に下記の各号の書類 を添えて会津大学同窓会まで申請する。
- 1イベント内容、開催場所
- 2参加者一覧
- 第4条 会津大学同窓会理事・評議員・監査人は、前条の申請書を受理したときは、審査のうえ適当と認めるものに対し助成の承認をなすもとする。
- 第5条 助成の承認が行われた場合は、本同窓会より申請者へ申請日の翌日から10日以内にメールにて連絡をするものとする。

- **第6条** 助成の承認を受けた場合、イベント終了後にイベントの報告書、イベント内容のわかる写真を提出しなければならない。
- **第7条** 助成を受けた会員は、当該イベントの経費の収支を明らかにし、且つ、これを証する 領収書等を提出しなければならない。
- 第8条 助成金は、報告書の提出後、審査を経て承認された場合に交付する。
- **第9条** 下記の各号に該当するときは、助成の承認を取り消し、又は助成金の全部若しくは 一部を返還させることがある。
- 1:イベントの運営が本規程の目的を果たさない、報告に虚偽があると判断された場合。 2:年間の予定予算に達した場合。

附 則

この交付規程は、平成26年10月10日から施行する。